

# 令和3年第4回本巢市議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年10月8日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

---

## 本日の会議に付した事件

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

（第1号の2）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置について

追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任について

追加日程第9 発議第4号 庁舎整備検討特別委員会の設置について

追加日程第10 庁舎整備検討特別委員会委員の選任について

追加日程第11 もとす広域連合議会議員の選挙

追加日程第12 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号））

追加日程第13 議案第42号 本巢市監査委員の選任について

追加日程第14 議案第43号 土地の取得について（庁舎建設用地）

（第1号の3）

追加日程第1 発議第5号 新庁舎整備推進に関する決議

追加日程第2 閉会中の継続審査申出書について

---

## 出席議員（16名）

1番 高橋知子

3番 飯尾龍也

5番 高橋時男

7番 今枝和子

9番 河村志信

11番 鏝本規之

2番 瀬川照司

4番 片岡孝一

6番 高橋勇樹

8番 高田浩視

10番 堀部好秀

12番 黒田芳弘

13番 白井悦子

15番 上谷政明

14番 道下和茂

16番 大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	久富 和浩
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	村澤 勲
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤 睦雄	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

---

○議会事務局長（内藤睦雄君）

おはようございます。

本臨時会は、市議会議員選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日出席の議員のうち、道下和茂議員が年長の議員でありますので、御紹介させていただきます。

道下議員、議長席に御着席願えますか。

[臨時議長 議長席に着席]

○臨時議長（道下和茂君）

ただいま紹介されました道下でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

---

開会の宣告

○臨時議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

ただいまから令和3年第4回本巢市議会臨時議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（道下和茂君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

---

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（道下和茂君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めてください。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員数は16人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番 高橋知子君、2番 瀬川照司君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみを記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、仮議席番号1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

それでは、投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数16票のうち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、黒田芳弘君10票、私、道下和茂6票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票でございます。したがって、黒田芳弘君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました黒田芳弘君が議長におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

黒田芳弘君は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

#### ○新議長（黒田芳弘君）

ただいま議員各位に御推挙いただきまして、心よりお礼を申し上げるところでございます。

皆さんに推挙され担うことになったこの重責を今プレッシャーとして感じているところでございます。

本巢市も合併してから5回目の選挙が執り行われ、確実に世代交代が進んだこの本巢市議会でございます。我々のこの4年の任期中には合併20周年を迎えることになります。本市においては、間もなく高速道路のインターチェンジが開通をいたします。そして、これも念願でありました新庁舎の建設も始まりました。また、新しい工業団地の建設等も進めていかなければならない中、我々議会に与えられた責任というものはますます大きくなるものがあります。市民の負託に応えるようしっかりと議会として頑張っていきたいと、このように思っております。

どうか円滑な議会運営、そして議事進行に皆様方の御協力をいただきますようお願い申し上げます。そして、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

**○臨時議長（道下和茂君）**

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございます。

新議長 黒田芳弘君は議長席へお願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**追加日程第1 議席の指定**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

---

**追加日程第2 会議録署名議員の指名**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、議席番号1番 高橋知子君と2番 瀬川照司君を指名いたします。

---

**追加日程第3 会期の決定**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本臨時議会の会期は、本日1日間とすることに決定をいたし

ました。

---

#### 追加日程第4 副議長の選挙

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は16人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 飯尾龍也君、4番 片岡孝一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議席番号1番の議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、河村志信君11票、堀部好秀君 5 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、河村志信君が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選された河村志信君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

河村志信君は登壇し、御挨拶を願います。

**○新副議長（河村志信君）**

改めて今回の副議長選挙で多くの議員の皆様より御支持をいただき心より感謝を申し上げます。

初めてのことで、緊張と責任感を十分に感じまして議長のサポートに入りこの1年間務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（黒田芳弘君）**

議事の都合により暫時休憩といたします。

午前 9 時30分 休憩

---

午後 1 時29分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**追加日程第 5 常任委員会委員の選任について**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第 5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、私より指名をいたします。

予算決算委員会に、高橋知子君、瀬川照司君、飯尾龍也君、片岡孝一君、高橋時男君、高橋勇樹君、今枝和子君、高田浩視君、河村志信君、堀部好秀君、鏝本規之君、臼井悦子君、道下和茂君、上谷政明君、大西徳三郎君、以上の15名を、総務企画委員会に、高橋時男君、高橋勇樹君、河村志信君、私、黒田芳弘、臼井悦子君、大西徳三郎君、以上の6名を、文教福祉委員会に、高橋知子君、飯尾龍也君、今枝和子君、私、黒田芳弘、道下和茂君、上谷政明君、以上の6名を、産業建設委員会に、瀬川照司君、片岡孝一君、高田浩視君、堀部好秀君、鏝本規之君、私、黒田芳弘、以上の6名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は全員協議会室にて開催をいたします。

予算決算委員会の互選終了後、総務企画委員会は全員協議会室、文教福祉委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室にて開催いたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午後1時32分 休憩

---

午後1時43分 再開

#### ○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

予算決算委員会委員長 鏝本規之君、副委員長 高田浩視君、総務企画委員会委員長 高橋勇樹君、副委員長 大西徳三郎君、文教福祉委員会委員長 今枝和子君、副委員長 道下和茂君、産業建設委員会委員長 高田浩視君、副委員長 鏝本規之君、以上のとおりです。

---

#### 追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

#### ○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名いたします。今枝和子君、高田浩視君、河村志信君、堀部好秀君、鏝本規之君、大西徳三郎君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。



午後1時45分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、御報告をいたします。

議会運営委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 河村志信君。

追加日程第7 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置について。

議会だより編集特別委員会の設置について、別紙のとおり発案する。令和3年10月8日提出です。提出者、大西徳三郎、それから河村志信議員、高田浩視議員の賛成をもって提出をいたします。議長 黒田芳弘様。

提案理由といたしまして、本市議会活動の状況を広く市民に報道し、議会に対する理解と認識を深め、かつ市政進展に寄与するため特別委員会を設置しようとするものであります。本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものである。以上です。

別紙に書きましたけど、議会だより編集特別委員会の設置についてということで、1つとして、本議会に議会だより編集特別委員会を設置し、委員5人をもって構成する。

2. 議会は、議会だより編集特別委員会に対し、次の事項を付託する。

(1) 1つとして、議会だよりの発行についての調査、研究に関すること。

3番目といたしまして、議会だより編集特別委員会は、議会の閉会中も調査することができるものとし、調査終了まで継続して、調査、研究を行うものとする。以上であります。

○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第3号 議会だより編集特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任について

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。高橋知子君、片岡孝一君、高橋勇樹君、高田浩視君、河村志信君、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。議会だより編集特別委員会は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午後2時05分 休憩

---

午後2時11分 再開

##### ○議長（黒田芳弘君）

再開します。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長 高橋勇樹君、副委員長 河村志信君、以上のとおりです。

---

#### 追加日程第9 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第9、発議第4号 庁舎整備検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

##### ○16番（大西徳三郎君）

発議第4号 庁舎整備検討特別委員会の設置について。

庁舎整備検討特別委員会の設置について、別紙のとおり発案する。令和3年10月8日提出。提出者、大西徳三郎です。河村議員、高田議員の2名の賛成者をもって提出をいたします。議長 黒田芳弘様。

提案理由といたしまして、現在の分庁舎方式を統合し、本巢市の未来にふさわしい新庁舎の整備について検討することを目的として特別委員会を設置するもので、本巢市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものである。

別紙のほうを読み上げます。

庁舎整備検討特別委員会の設置については、1つ、本議会に庁舎整備検討特別委員会を設置する。委員定数は6人とする。

2. 議会は、庁舎整備検討特別委員会に対し次の事項を付託する。

(1)つ、新庁舎が市民から愛され、安心して暮らせる中心となることのできる施設整備について検討すること。

(2)つ目、新庁舎の整備が本市の発展に資することについて検討すること。

3番目といたしまして、庁舎整備検討特別委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、審査終了まで継続して調査・研究を行うものとする。以上です。

##### ○議長（黒田芳弘君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第4号 庁舎整備検討特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### 追加日程第10 庁舎整備検討特別委員会委員の選任について

##### ○議長（黒田芳弘君）

日程第10、庁舎整備検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。庁舎整備検討特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名いたします。飯尾龍也君、高橋時男君、河村志信君、鏝本規之君、臼井悦子君、大西徳三郎君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、庁舎整備検討特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより、庁舎整備検討特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。庁舎整備検討特別委員会は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午後2時16分 休憩

---

午後2時22分 再開

##### ○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

庁舎整備検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

庁舎整備検討特別委員会委員長 大西徳三郎君、副委員長 臼井悦子君、以上のとおりです。

---

## 追加日程第11 もとす広域連合議会議員の選挙

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第11、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定しました。

もとす広域連合議会議員に、瀬川照司君、飯尾龍也君、今枝和子君、鰐本規之君、道下和茂君、以上5名を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方5名の方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

---

## 追加日程第12 報告第11号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第12、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号））についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年9月15日、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの

でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

報告第11号の補足説明を大野副市長に求めます。

大野副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、報告第11号、令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算（第6号）につきましては、希望される64歳以下の方に対する新型コロナウイルスワクチンの接種を11月末までに終えるための体制確保に必要な予算に加えまして、新型コロナウイルス感染拡大防止に御協力をいただいている市内飲食店への支援に役立ててくださいますとす匿名の方からの寄附金を活用した支援策に要する予算につきまして、9月15日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの2ページの次でございます一般会計補正予算書（第6号）、こちらの1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,064万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億1,615万6,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、まず上段の国庫支出金、国庫補助金の3目衛生費国庫補助金7,964万1,000円につきましては、冒頭で御説明申し上げました64歳以下の方に対するワクチン接種の体制確保に要する費用に対する補助金でございます、補助率は10分の10でございます。

その下の寄附金の3目商工費寄附金100万円につきましても、冒頭で御説明申し上げました匿名の方からの心温まる寄附金でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

上段の衛生費、保健衛生費の3目予防費7,964万1,000円につきましては、歳入で御説明申し上げましたワクチン接種体制確保に係る集団接種会場での保健師報酬11万8,000円と職員の時間外勤務手当107万3,000円、接種会場での保健指導者報償金15万3,000円、消耗品費43万3,000円、通信運搬費3万8,000円、その下の12節委託料7,712万2,000円につきましては、健康管理システムの改修委託料24万8,000円と医師への時間外接種をお願いするための予防接種委託料4,405万8,000円及びワクチンの接種体制確保に係る運営業務委託料3,281万6,000円でございます。一番下の17節備品購入費70万4,000円につきましては、集団接種会場駐車場における安全確保のための投光器の購入費でございます。

次に、中段の商工費の2目商工振興費129万6,000円につきましては、歳入で御説明を申し上げます。

した新型コロナウイルス感染症拡大防止に御協力をいただいている市内飲食店の支援に役立ててくださいとする匿名の方からの寄附金を活用した支援策といたしまして、これまでの御労苦に対する謝意を表すための感謝状授与と併せまして、1店舗当たり5,000円分のもとまる商品券をお贈りするための消耗品費124万3,000円と印刷製本費5万3,000円でございます。なお、感謝状等をお渡しする時期につきましては、先月末に緊急事態宣言が解除され市内飲食店に対する時短要請も解除されましたことから、できるだけ早い時期にお渡しできるよう手配してまいります。

一番下の予備費につきましては、財源調整のため29万6,000円を減額させていただいたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第11号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第11号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第11号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度本巢市一般会計補正予算（第6号））は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

**追加日程第13 議案第42号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（黒田芳弘君）**

日程第13、議案第42号 本巢市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、上谷政明君の退場を求めます。

[15番 上谷政明君 退場]

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第42号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任する監査委員につきまして、議員の任期が9月30日に満了し、現在欠員となっていることから、新たに上谷政明氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議いただきまして御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本巣市監査委員に上谷政明君を選任することについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第42号 本巣市監査委員の選任については、本巣市監査委員に上谷政明君を選任することについて同意することに決定をいたしました。

上谷政明君の入場を許可します。

〔15番 上谷政明君 入場〕

上谷政明君に申し上げます。

上谷政明君が本巣市監査委員に選任をされました。

---

追加日程第14 議案第43号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）



日程第14、議案第43号 土地の取得について（庁舎建設用地）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第43号 土地の取得について（庁舎建設用地）についてでございます。

本巢市庁舎建設用地の取得について、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（黒田芳弘君）**

議案第43号の補足説明を久富総務部長に求めます。

久富部長。

**○総務部長（久富和浩君）**

それでは、議案第43号、土地の取得についての補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の一般会計補正予算書の次の3ページをお開きください。

今回取得する土地につきましては、庁舎建設用地としております土地で、土地の所在につきましては、本巢市早野字春日浦255番ほか9筆でございます。面積につきましては2万6,023.51平方メートルで、取得価格は総額3億1,748万6,822円で、契約の相手方につきましては、本巢市見延975番地5、野村美一氏ほか9名でございます。

筆ごとの面積及び所有者につきましては、4ページの別紙に添付しておりますので、御確認をください。

今回、議決をお願いいたします土地につきましては、9月24日までに土地所有者と売買の仮契約を結びましたので、本契約を締結するに当たり本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、議案の概要4ページ以降に資料を添付させていただいておりますが、議案の概要5ページの測量平面図を御覧ください。

6月議会の補正予算で追加取得をお認めいただきました南敷地273番1、3,125.17平米につきましては、現在土地所有者と交渉中でありまして、今議会には間に合いませんでしたが、今後、仮契約が完了でき次第改めて議会の議決をお願いする予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、説明がありましたけれども、まず簡単に質問をさせていただきます。

この面積2万六千云々平米についてと金額のことについてお伺いいたします。

これは坪単価は大体幾らぐらいに設定されておられるのか、改めてお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

久富総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

平米で1万2,200円、坪単価にして4万260円でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

もう一つ説明の中でありました6月議会で承認をいただきました砂利採掘地について、まだ仮契約が済んでいないということであります。まだ仮契約も済んでいないということはその金額はここに入っていないというふうで解釈してよろしいですね。

6月議会で当然前のときよりも、前は約8,000坪、市長さんのほうから約1万400坪の土地をということで3月議会で提出をされましたけれども、議員からの動議等々がありまして、結果として約8,000坪に土地が減らされたわけであります。その後、市のほうからとても8,000坪では庁舎ができないというような形で、改めて土地の購入という形で6月議会に出されたと思っております。

そのことがまだ今に至ってもその地域が仮契約が済んでいないということでありますけれども、仮契約が近々済むであろうということの中でお聞きをするわけでありますけれども、この砂利採掘地、6月議会で賛成をされて購入することになってはいますが、その土地を含めても、6月議会の中においては駐車場等々がまだ足りないというような報告を受けておりますけれども、いまだにおいてもそのことについての解消はなされているのかいないのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質疑についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（久富和浩君）

6月議会の補正後、新庁舎の敷地は2万9,700平米ほどになっております。そこで配置計画を計画いたしましたところ、職員駐車場が230台ほどということで、当初計画しておりました260台よりは30台ほど少なくなっているわけですが、この不足分につきましては北敷地の駐車場を利用して補完する予定でおります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第43号 土地の取得について（庁舎建設用地）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

ここで緊急動議をお願いします。動議の提出をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

今、動議の発言がございました。

大西議員には動議の趣旨説明をお願いします。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、動議を申し上げます。

新庁舎整備推進に関する決議ということで動議を出させていただきます。

それでは、動議を発するわけですが、提出者は私、大西徳三郎であります。賛成者として、飯尾龍也議員、また高橋知子議員、片岡孝一議員、高橋時男議員、瀬川照司議員、河村志信議員の賛成者をもって提案をいたします。

新庁舎整備において、現行の敷地面積では最低限度必要な面積しかないことから、将来の本巢市のまちの新たな核となるためにはさらなる敷地が必要であると考えためであります。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま大西徳三郎君から新庁舎整備推進に関する決議の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により提出者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛同され

る方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

[「質疑、討論なしで何で採決が要るんや」と呼ぶ者あり]

今は違います。動議の提出に対して賛同者が必要なので、その確認をしておるところでございます。

[「5人書いてあるなら5人の確認だけしてもらえばいいやないか」と呼ぶ者あり]

いや、まだ書類は提出されておられませんので、その確認はできません。

16番 大西徳三郎君から提出されました新庁舎整備推進に関する決議の動議が提出され、所定の賛成者がございましたので、動議は成立いたしました。

議事の都合により暫時休憩といたします。

午後2時48分 休憩

---

午後3時01分 再開

○議長（黒田芳弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。新庁舎整備推進に関する決議の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、新庁舎整備推進に関する決議の動議について日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

追加日程第1 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

追加日程第1、発議第5号 新庁舎整備推進に関する決議を議題といたします。

提出者に説明を求めます。

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

それでは、説明をさせていただきます。

発議第5号 新庁舎整備推進に関する決議であります。

会議規則第13条の規定により新庁舎整備推進に関する決議を別紙のとおり提出する。提出者は大西徳三郎であります。賛成者といたしまして、飯尾龍也議員、また高橋知子議員、片岡孝一議員、高橋時男議員、瀬川照司議員、河村志信議員、以上7名によってこの決議を出させていただきます。

提案理由といたしまして、新庁舎整備において、現行の敷地面積では最低限度必要な面積しかないことから、将来の本巢市のまちの新たな核となるためにはさらなる敷地が必要であると考えためであります。

新庁舎整備推進に関する決議（案）。

新庁舎の敷地については、令和3年3月議会において一般会計予算のうち、庁舎整備事業に関する予算の修正動議が可決され、土地購入費が減額となり、その後、減額となった予算の範囲の敷地（2万6,653平米）において、調整池や職員駐車場等の計画の再検討を行い、令和3年6月議会において3,125平米の敷地を追加し、現在2万9,778平米での計画となっている。

しかしながら、現計画は庁舎として各機能が配置できる最低限必要な敷地としているため、緑地が少ないことや、職員駐車場の必要台数が十分でないことなどから、「本巢市庁舎建設基本設計書」のコンセプトである「豊かな自然を取り組み、「まち」「ひと」「くらし」をつなぐことで、まちの新たな核となり、まちに安心安全な暮らし、緑の潤い、豊かににぎわいを与えるシンボルとなる」計画とは大きくかけ離れている。

このようなことから、庁舎計画敷地については3万6,000平米を計画敷地とすることを強く求める。

以上、決議する。

令和3年10月8日、本巢市議会。本巢市長様。

以上です。

**○議長（黒田芳弘君）**

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 高橋勇樹君。

**○6番（高橋勇樹君）**

それでは、ただいまの提案者に対して質問させていただきます。

決議文の中に、最後の3行目、このようなことから、庁舎計画敷地については3万6,000平方メートルを計画敷地とすることを強く求めると書かれていますが、これはどの範囲までがその3万6,000になるのかお教えいただけると助かります。

**○議長（黒田芳弘君）**

16番 大西徳三郎君。

**○16番（大西徳三郎君）**

先ほど議案第42号でありまして、地図が裏のほうについておったと思います。この右のほう、左が西で右が東ということでもありますけど、この東まで全て買ってやると、そこまで全てということなんです。西から東まで全てという。西はありますけど、東の空いておところを買うということです。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

まず緑地が少ないこと、それから職員駐車場の必要台数が十分でないことということが今回土地を買うための要因ということを上げられておりますけど、緑地については開発許可のパーセンテージ以上に緑地帯を設けてあるというふうに私は記憶しておりますし、職員駐車場の必要台数が十分でないということをここに明記されておりますけど、先ほど用地取得のときに担当部長より職員駐車場の確保はできているという回答がありました。この点についてどう思われるのか、緑地帯についてはどのくらいあれば十分と考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

緑地帯については、それぞれ思いがあるかも知れませんが、少なくとも我々としてはもっと緑豊かな庁舎でありたいと、そのようなことを思って今の計画では少ないかなあと。

それともう一つ、駐車場のことは先ほどありましたように、30台ほど足りないので北の駐車場を職員を回すということでもありますけど、僕から言わせたらちまちましたことをしなくてももっと堂々と置いてもらうのかいいと。

そもそもこれを行っているのは、我々今の議員が、やっぱりこれから10年、20年、30年先のことも考えてもっとゆとりのある、それから後の我々の後輩たちが、ああ、いいふうに造ってくれたなというようなことも考えて、やっぱりゆとりがあつて十分いろいろなことがこれからもできるように、将来においてもいろんなことがこれからもできるように、それぐらいの配慮は当然必要であると。

だからあまり感情的なことではないんですけど、これはもう西から東まで全て、北も南も全て買って、それだけの面積でもって十分なゆとりを持って庁舎を完成していくべきであると、そのようなことを考えます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

ということは、先ほど職員駐車場の足りない台数30台ほどとありましたけど、その30台ほどのために追加で6,000平米ほどの土地を購入すると、それでゆとりを持って30台置くということ。緑地帯をその6,000平米のところ大きく設けるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

別にここに緑地帯を全て集めるという話ではありません。全体として全然ゆとりがないと、これでいっぱいいっぱいの計画であつて、緑もそんなに配置もできんような感じで、もっとゆとりを持

った配置にしてやっておくべきだと。

今急なことで設計変更が難しいという話になるかも知れませんが、少なくともここを確保していけば、これからそういうゆとりを持った事業推進ができていくのではないかと、そんなようなことを思いますし、職員の30台と言いましたが、今は30台ぐらい北へ置けばいいということかも知れませんが、少なくともいろんな大きな会議があったら車をどけなきゃならんというような状況になってきます。そんなことはないように最初からきちっとした確保をしていくべきだと、そのように考えます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

今の駐車場の件ですけど、それとこの土地を全部買うということで、今現在、庁舎の工程がどんどん進んでおまして、例えば今さらこの土地を買って、6ページの絵によりますと調整池が決められている。調整池が決められておるということは、調整池はまた建物の配置を変えるということは工期的な余裕がさらになくなっていくという中で、また合併特例債を使った場合に、これは庁舎に対する目的のものであれば特例債も可能だろうけど、ということになると、駐車場しかできないわけですね。駐車場しかできない中で、この調整池を移動してやるということは、工期的な問題も出てくると思うんですが、そういうことは考えたことはあるんですか。

それと、緑地帯の基準でどんだけあればいいということなんですけど、ただ緑地帯が広ければ広いほどいいと、緑豊かにするというんですけど、それだけ必要なんですか。その根拠もなくしてこういうものを出されるんですか、そこをお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

調整池については、先ほど皆さんにお配りした6ページに調整池があります。この調整池は今の設計変更はちょっとできないかなと、このままいくのかなと思いますけど、緑地について、今いろんなことを言われましたけど、私も緑地がどのくらいあればいいのかなということのを正直言ってあまり計算は分かりませんが、少なくとも我々このような年になってきているんなことで、やっぱり緑があったほうがいいと。緑がいっぱいあってその中に庁舎があると、そういう姿、そういう庁舎にしていったらいいのかなと、それが理想的だなと思います。

だからここに今、ここだけが浮いてしまうという話ではなくて、このことも含めてもう一度総合的にもっと考えていったらどうかと、そんなふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

総合的にと言われるのであれば、しっかりしたビジョンを持ってこういう決議文を出していただきたいなど。我々も庁舎検討委員会で随分検討してきました。その中で、最終的に減額修正をしました。そのときには、私どもは当初計画の土地購入は認めるけど、それ以上の土地購入は十分な審議、検討をされ、将来、市民に理解され喜んでもらえる最善の方法を選択の上で改めて執行部は議会に提案していただきたいということで、執行部が改めて提案してきたのがこの6ページの図面なんです。だから執行部は、緑地帯とか駐車場とか、そもそもいろんなことを考えながらこれを最終的な提案をされたわけです。それは執行部の提案されたことに対して、この部分が全くそういうものが配慮されていないものだという提出者の御意見ですか。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

我々としては、これだけでは不満足であると、私としても今回出てきた要は砂利採取したところについて買い増しが出ましたけど、これだけでは不満足であると、もっと広いほうがいいと、それがもともとの私の考え方です。

私は、特別委員会にも入っておりましたが、最初に意見を言いましたが、ほとんど最後のほうは意見を言いませんでしたが、もともと庁舎を造るのに、もっと広くてゆとりがあっっているいろんなことが可能な、そういう庁舎にしたほうがいいと、特別委員会の最初に、僕も冒頭に申し上げましたが、全然意見も取り上げなかったのでもう黙っておりましたが、やっぱり広い面積で、広いところで庁舎は建てるべきだと。それが、今回ぎりぎりですけど、この買い増しをするということだったらもっと買い増したほうがええと、もっと西から東まで全て庁舎の敷地にしたほうがいいと、そのことでこのように決議をしておるわけです。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

14番 道下和茂君。

○14番（道下和茂君）

御立派なことを申し上げますけど、そもそも6月議会になぜそういうことを言って、今ここで言わなくてはならないかと。6月議会で執行部が提案したものを賛成されておるんですね、提案者も。なぜ今になってそういうことを言われるのか。

〔「そんなこと言ったら3月議会何でおまえらは反対した」と呼ぶ者あり〕

だから先ほど申し上げたように。あんたに言っておるんやねえわ。

だから、そういうことで、やっぱりしっかりした根拠を持って決議文は出していただきたいなど。以上、それだけ。

〔挙手する者あり〕



○議長（黒田芳弘君）

13番 白井悦子君。

○13番（白井悦子君）

庁舎建設に伴って土地の購入につきましては、先に6月の定例会で補正予算を行いまして土地を既に追加したということになって、現在本当に設計等既に進められている状況の中で、こうしてまた新しく6,222平米の土地を追加するということにつきましては、緑とか大変それはいいことだと思います。でも庁舎の建つところは周りは全て田園です。周りに田んぼとか農地、緑がございます。だから特に市の所有でなくても緑豊かな、周りは恵まれている状況だと思います。市のものにすればその管理料も当然今後入ってきます。そして、その財政的な面も考えれば、今後、今はコロナとかいろんな状況でこの先大変なことも起こると思います。だから、それに伴う財政も考慮された上でこういうことを検討されたのかということをお聞きいたします。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

執行部にちょっと試算というかしてもらいました。今回、私が今提案しておる分で、宅地1筆、田んぼ2筆で合計6,920万4,000円、7,000万円弱の費用はかかります。しかし、先ほど白井議員から言われましたけど、周りが田んぼばかりで緑豊かだからいいという話をされますけど、これは今、正直言いまして、インターもでき、都市公園もでき、あの辺が物すごく開発されてくると私は思います、将来にわたって。

今の東のところは空いておりますけど、そこにもひょっとして何かが入ってくるのではないかと、そういう心配もするわけですね。だからもし何か民間のそういう施設が入ってきたら、もう正直言って市としては何もできないというか、そういうこともあたりなんかして、やっぱり西から東まで全て買っておくべきではないかと、将来のことを含めてゆとりを持った敷地にしていったほうがいいのではないかとということでもあります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今、案として3万6,000平米ということでもあります。私としては3万6,000平米では到底足りないのではないかなという思いをした中から質問をさせていただきます。

本巢市においては、提出者からあったように、本巢市の庁舎の基本計画書の中には、豊かな自然を取り込み、また「まち」「ひと」「くらし」をつなぐことで、まちの新たな核となり、まちに安心と安全な暮らし、また緑の潤い、豊かな……、というようなことが書かれています。それを今、新しい議員の方たちは別として、2期生以上の方たちは、この基本計画というものについては同意

をされておられたとっております。しかるに今出されている、今回議決をされました面積においても、私は予算的には賛同しましたけれども、とても足りない。6月議会も土地を広くすることにおいては賛同をいたしました。けれども、まだまだ足りないという思いをしております。

議員として、この基本計画について賛同した思いからすれば、緑豊かということになれば、当然緑の多いところがしかるべきであるにもかかわらず今回の6月議会、また今回出された予算等々の中においても、私は駐車場等々は確保されているかと質問をしたところ、北のほうにやむなくという。やむなくとはどういうことかと、敷地が狭いから仕方なしにそこに持っていくんですよというふうに私の解釈ではそういうふうにとれたわけでありませう。

市会議員としてこのまちが衰退していくことを望んでいるわけじゃない。議員としてこのまちがどんどんと発展をしていく、そして人口をどんどんと増やしていく、そういうことを目的として私は議員としておるわけでありませう。

また、調整池においても深くすれば土地は少なく済みますけれども、深くすればするほどお金もたくさんかかってきます。維持管理も必要となってきます。そうであるとするなら、事故を防ぐためにも調整池と名のつくところは極力浅くして、そして子ども等たちが遊び等において被害に遭わないように議員として最善の措置を取らなければいけないなあという思いからしてみると、どう見ても3万6,000平米では足りないのではないかなあという思いの中から提出者についてお伺いをするわけでありませう。

もう少し、今の説明ですと土地の中において、また質問者の中においては、周りが田んぼである、だから緑豊かであるというようなこともありましたけれども、緑豊かなところ、田んぼのところは、田んぼとしてきちんと本巢市においては確保されるようにすべきである。また、都市計画の中において、そこはきちんと開発をするということになっている以上、いつまでもそこが緑豊かで田んぼだなんていうことは議員としてはとても想像したくない発想であります。都市計画に基づいてその周りを本巢市発展のために広く有効に使っていくというのが都市計画の中であるわけでありませう。

そういうことを踏まえて考えてみると、3万6,000平米は少し少ないのではないかなあという思いをしておりますけれども、提出者においてはこの3万6,000平米、もう少し増やしたらという思いはあるのか否かお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

広ければ広いほどという話でもあれですけど、少なくともこの西から東までは全て庁舎の敷地にして、またそのほかにも西の道路のちょっと変形しておりまして、西の道路、またここに用水路が走っておるということで、このように半端なところが出ておるということもあります。ここもある程度、終わってからでもいいんですが、これを将来買ってでもいいんじゃないかと。

ということは、大方の人は、北からにしても南からにしても、インター下りてきたにしても、この道路を通って、西部連絡道を通って市役所へ入ってきますので、しかも道路際の草ぼうぼうで

放棄地になっておる田んぼ等が出てきます。そういうところは将来にわたってこれから取得してもらいたいなと思っておりますけど、そこまではなかなか言えませんので、今回はここまでとにかくお願いしたいと、そんな思いであります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 鏑本規之君。

○11番（鏑本規之君）

今回は3万6,000平米、またその周りにおいては、言葉の悪い言い方をすれば使い道勝手の悪いほんの1坪、2坪というような土地も市で購入をして、何となくまちのシンボルとなるような庁舎を造りたいというようなことであります。それは提出者においても非常にありがたいなというふうに思っております。

そういうような中において、今後どのように広くしていくのか。特に調整池においては、3月議会において8,000坪に減らされたことにおいて2億5,000万もの金をかけて地下に掘ると、そしてそこに水がたまったときに排水のためのポンプを2,500万円もかけて、使いもしないようなポンプを2つも置くと、それでそれを維持管理していくために年間に百数十万か200万か知りませんが大きなお金が要ると、そんな無駄なことをする必要もないという思いをして、私は少しでも広く、そして調整池もなるだけ浅くして、広くして、そして市民が安心してその周りで遊べるように、子どもが親しめるようにという思いで今聞いたわけであります。

この面積で納得しているというわけではないような雰囲気でありますので、これで質問は終わります。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 堀部好秀君。

○10番（堀部好秀君）

ただいまの発議第5号 新庁舎整備推進に関する決議（案）に対して、反対の立場から討論に参加させていただきます。

私も庁舎整備検討特別委員会のメンバーでしたが、最初の頃に庁舎のほかに施設を考えていないのか、そのための用地を確保しておかなくてもよいのかということを確認したところ、ほかの施設の計画はなくこの敷地には新庁舎のみが建設されるという説明を受けました。また、常日頃市長は、使用目的のない土地の購入はしないと明言されておりまして、新庁舎の用地についても必要な敷地面積を基に計算されてきたというふうに思っております。

旧総務省や国交省、同規模の庁舎などからは、新庁舎の適正規模は7,400平米を基準とするということでもまず考えられ、そこに駐車場や調整池、緑地帯などを考慮すると約2万6,000平米の用地が必要となるというふうに市は算出をされました。今年の第1回議会において、調整容量の排水先である馬伏川の比流量の値が極端に悪いということから、調整池容量が増大し、地下式にするより新たに東側4筆の土地7,360平米を購入して調整池を南北に設置したほうが良いという案が出されました。このときも計算上必要ということで4筆を加えたいということであったというふうに思っております。将来的に活用したいとか、ほかの施設の計画のために使用目的のない土地を購入する、広いほうが良いだろうという理由ではなかったはずで。

その計算方法が適切でないということを議会のほうから指摘させていただいて、計算し直すように修正動議をし、市はその後計算方法を見直され、4筆のうちの1筆3,100平米の土地があれば新庁舎の用地として適切な活用ができるという判断をされて、第2回議会において追加の補正予算を提出され、議会としては賛成多数で可決をしたという経緯があります。

常に使用目的に合った適切な用地購入を検討してきた結果で、市も議会も、理由もない、使用目的のない土地の購入はしないという大前提の下に用地の検討をしてきました。今になってその大前提を覆すような使用目的のない土地の購入をしてもいいのでしょうか。

また、先ほどから職員の駐車台数、やむなくということかもしれませんが、私は工夫で30台の職員駐車場の土地を確保できるというふうにお聞きしました。

馬伏川の比流量、これの値が極端に悪いことから、例えば6,000平米の土地の用地を買って、またこれに調整池が必要となります。その容量としては大体、6,000平米の土地を買えば700から800立米ぐらいの調整池が必要となり、これをまた浅くすると広い調整池が必要となります。土地を買えば買うほど調整池が必要になるということで、どれだけの土地を購入すれば将来的に有効な計画ができるのか、今の時点で計画するのは大変困難であるというふうに思います。

また、合併特例債で70%が国の交付金で下りるということでもやっぱり30%が市の負債になるということですし、先輩議員が常々1円でも市民の血税だから無駄に使うことはできないというふうにおっしゃっております。そういう意味からも余分な支出をするべきではないというふうに私は思います。

本県市民の今後のことを考えて、使用目的のない土地は買うべきではない、それに沿って今まで計画してきたはずで。そういう意味から私はこの決議に反対の立場から討論をさせていただきます。

した。よろしくお願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 高田浩視君。

**○8番（高田浩視君）**

私は今この新庁舎推進に対する決議にて非常に迷っております。迷っておりますが、自分の思いをちょっと述べさせていただきたいということで、この3万6,000平米を計画敷地とすることを強く求めるということにはいささか私も思いはあるんですが、私も堀部議員と同じように、今までのいきさつ、今までやってきたことに私は自信を持っております。

ただ、今現状と、僕は当初からお話ししているように、今回買わない、前回残される隣接地の将来については、いささかの不安に思っている庁舎の隣接地であるので、ここは計画地として強く求めるというわけではなくて、やっぱりそこはいささかもう一度原点に戻っていただいて、時間がない中ではありますけど、隣接地に対してしっかり検討して、一帯として計画をもう一度見直してもらって、本当に余分な土地は買わなくていいのか、それは余分な土地になるのかということ、やっぱり今の岐阜市さんとかいろいろ庁舎を造られていますけど、そういうところを考えていただいて、敷地として強く求めるというのはいささか僕もありますけど、隣接地に対して計画的な、将来的な展望を持ってもう一度、再度検討してもらいたいと思って、この新庁舎推進に対する決議には賛成したいと思います。

**○議長（黒田芳弘君）**

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 高橋勇樹君。

**○6番（高橋勇樹君）**

ただいまの賛成の発言に対しまして、反対の立場で発言したいと思います。

先ほど高田議員がおっしゃられたことですが、堀部議員の反対意見にもプラスアルファしてお伝えしたいことがありまして発言させていただきます。

先ほど高田議員からは、時間がない中というお言葉がありました。本当に時間がないと私は感じております。合併特例債の期限、いわゆる令和5年末までには絶対に建築完了していないといけないという中で、また今から土地を広くして設計し直してというのが現実的じゃないことと、駐車場の台数、これは必要台数が不十分でないというお話もありましたが、これから人口が減っていく中で、また職員の人数も減っていくと私は考えます。かつ現在、リモートワークや在宅での仕事が増えている中で、これからの職員の在り方におきましても、駐車場の台数というのはこの計画どおりのままでいけるんじゃないかなというふうに、まだ僕も計算しておりませんが、感じてい

るところから、今回のこの決議に対しましては、工期の面と、また駐車場の台数の件について、私は深くこれは違うんじゃないかというか、そういったところで反対の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 河村志信君。

○9番（河村志信君）

今回の決議の賛成の立場ということで署名をさせていただきました。私も庁舎検討委員会につきましては、最初の段階から参加させていただきました。自分なりに議論をしてきたつもりでございます。

その中で、私としては従来より砂利採取敷地は買わないというような方針で6月については反対の立場を取りましたが、可決されたということで、今回の、今の時点での一番の思いは、本巢市が本当に将来に向かって魅力あるまちになれるか、ただ事務機能が果たせる庁舎だけでいいのか、そういうことも頭の中でいろいろ議論してきました。何度も話しておりますが、将来に対する拡張、可能性のあるという意味合いでは少しでも広いほうが可能性が出るんじゃないかと。確かに合理的なかつかつの敷地もいいですが、それではやっぱりこれから将来本巢市を担っていく若い人にとっても本当に魅力ある庁舎になるのか、ただ事務機能だけが果たせる最小の庁舎なのか、そこを考えた場合、私としては次の世代、将来の若い人たちが本庁舎に集い、いろんな可能性が今後広がっていくという部分に期待いたしまして、今回は賛成という立場を取らせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、発議第5号 新庁舎整備推進に関する決議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時40分 休憩

午後3時43分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付のとおり、議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。ここで閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第2とし議題とすることに決定をいたしました。

---

### 追加日程第2 閉会中の継続審査申出書について

#### ○議長（黒田芳弘君）

追加日程第2、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

### 閉会の宣告

#### ○議長（黒田芳弘君）

以上で本臨時議会に提出されました案件は全て終了しました。

これをもちまして令和3年第4回本巣市議会臨時議会を閉会といたします。長時間にわたり大変お疲れさまでした。

午後3時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 道下和茂

議長 黒田芳弘

署名議員 高橋知子

署名議員 瀬川照司